宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 若宮ハートフル 多目的ホール
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員3名)

農業委員(14名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦

- 4番 吉﨑康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
- 8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、
- 12番 遠藤讓一、13番 阿部進

推進委員(3名)

4番 松尾保幸、5番 小野博文、13番 舟越俊茂

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録著名委員の指名
 - 第2 審議案件
 - (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
 - (4)議案第32号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第3 報告事項

- (1) 報告第16号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第17号 農地法4条1項6号の届出について
- (3) 報告第18号 非農地証明願の提出について
- (4)報告第19号 農地改良行為の届出について
- 6 その他
- 7 農業委員会事務局職員事務局長 荒牧 裕次

 係長
 松井
 秀臣

 主査
 原
 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本 日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。

> 議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。6番 塩川委員、 7番 春田委員にお願いをいたします。

それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、 2ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を お願いいたします。
- 委 員 特にありません。以前から本人が耕作しています。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。
- 議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いしま す。
- 係 長 【事件番号2番 説明】
- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を

お願いいたします。

- 委 員 特にありません。問題ないと思います。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 今回どちらも市外の所有者ですが、これは、元々、市外の方が所有しているのか、所有後、市外に転居しているのか、わかれば事務局お答えください。
- 係 長 相続等で、元々、市外の方が所有しているものと思われます。
- 議 長 他にありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに 賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可するこ とに決定といたします。
- 議 長 続きまして、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 8ページ議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、 9ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を お願いいたします。
- 委 員 JAの育苗センターの利用者増加が理由と聞いております。問題ありません。
- 議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を お願いいたします。
- 委 員 今、説明されたとおりです。他にございません、

- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質 疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し てください。
- 委員 なし。
- 議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 引き続き、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 【事件番号2番 説明】
- 議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を お願いいたします。
- 委員 問題ありません。
- 議 長 事件番号 2 番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を お願いいたします。
- 委 員 別にありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質 疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し てください。
- 委員 なし。
- 議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 次に、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

よる農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 19 ページ議案第31号 農用地利用集積計画の決定につきまして、20 ページをご覧ください。

【説明】

- 議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意 見等ありませんか。
- 委員 なし
- 議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願い ます。全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に、議案第32号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。事務局説明をお願いします
- 係 長 21 ページ議案第32号 農地等の利用の最適化に関する指針につきまして、23ページ以降をご覧ください。

この指針につきましては、農業委員会改選期の3年毎に検討・見直しを行うものとされたもので、前回は、平成30年10月10日に全農業委員の皆様により承認された内容が基本となっております。今年度、現状に合う内容として、変更修正を行っております。

主な修正点としましては、23 ページの表、遊休農地の内容として、中間年の現状の面積と割合を令和 2 年度の現状から見込まれる数値を標記させていただいております。また、同表内の、目標に関しては、現状と過去からの推移を考察し、今後、可能であろう数値を目標として挙げさせていただきました。同様に 24 ページに関しても、担い手について、現状と目標、26 ページに関しては、新規参入農業者の現状と目標と修正させていただきました。以上の内容が大きく変わった点となっております。これらの内容でこれから 3 年間農業委員会の指針としまして承認をいただきたくよろしくご検討の程、お願いいたします。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意

見等ありませんか。

- 委 員 遊休農地の目標、人・農地プランの目標は、この考え方でよろしいですか。
- 係 長 基本的には担い手への集積を原則として進めることを目標といたします。
- 議 長 行政だけでは進んでいきづらいのが実情。農協などが少しでも手を貸し ていただくことが重要。
- 委 員 担い手のなかで営農法人というものもありますが、最も問題になるのが、 法人会計処理です。誰ができるか、いつも問題となる。農協とも普及セ ンターとも協議するものの、なかなか進んでいかないのが現状。農業委 員会でも取り組んでいただきたい。
- 係 長 組織・団体の取り組み方を検討していく必要がある。そのような話し合いの必要が生じた場合、人・農地プランなどの会議設定について、声をいただければ対応いたします。
- 委 員 農協には、もっと行政と連携をとるように伝えている。農家にとっては 大事なことである。
- 議 長 それでは、他にご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 なし
- 議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願い ます。全員賛成で承認されました。
- 議 長 次に日程第3,報告事項でございます。報告第16号、農地法第18条 第6項の合意解約及び報告第17号、農地法第4条第1項6号の届出、 報告第18号、非農地証明願の届出、報告第19号、農地改良行為の届 出について、事務局説明をお願いします。
- 係 長 27ページ報告第 16 号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、28ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、29ページ報告第 17 号 農地法 4 条 1 項 6 号の届出につきまして、30ページをご覧ください。

農地法4条1項6号の届出に係る報告表です。 こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【説明】

引き続き、31 ページ報告第 18 号 非農地証明願届出について、32 ページ、非農地証明願届出書(非農地証明)をご覧ください。非農地証明願いに伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

引き続き、33ページ報告第 19 号 農地改良行為の届出につきまして、34ページをご覧ください。

農地改良行為の届出に係る報告表です。

【説明】

- 議 長 ただ今の事務局からの報告、第16号から第19号について、ご質問、 ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 委員 なし。
- 議 長 質問、意見等が無いようです。これらは報告案件でございますので、了 解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事につい ては、全て終わりましたので会議を終結いたします。